

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第9号 2011.4.28

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

なぜ、本件合祀取消訴訟が本邦初のものなのでしょうか？

西山俊彦神父

世に不思議は山ほどありますが、2006年8月11日提訴の本件訴訟が我が国最初で唯一のものであることにはビックリです。<sup>(1)</sup>

戦没合祀者は246万余、そのなかには、かなりのキリスト者がいるはずですが、教会(団)も個人も、誰も無断合祀に抗議もせず、取消裁判も起していないのはなぜなのでしょうか。<sup>(2)</sup>

事は信仰の問題、人生の最大事であるのなら、軽々に放置していい筈がありません。なのに不思議なこと、深刻な事態から目を伏せているのでは神の子といえるのでしょうか。

靖国合祀とキリスト教信仰、まず、それぞれの基本理念を確認しなければなりません。価値理念である宗教は何を良しとし正しいとするかの根本原理を明示し、両者の懐いている意図信念が尊重でき、一致していれば協力し、でなくして与していれば信仰に悖ることになるからです。

靖国神社湯澤<sup>ただし</sup>貞元宮司は、二〇〇三年の「ご挨拶」<sup>(3)</sup>で、同神社の目的を次のように語っています。

「靖国神社(遊就館)には、表裏一体の二つの大きな使命、眼目がございます。一つには『英霊顕彰』、二つには『近代史の真実を明らかにする』というものであります。」

湯澤元宮司は二つ目として、国家が行った武力侵略と植民地化は「我国の自存自衛の為、近代国家成立の為、自由で平等な世界を達成するため」だったこと、一つ目は、そのような侵略戦争である「国難に尊い生命を捧げられた英霊をお祀りし、顕彰する」こと、と解説しています。明治近代国家成立以来のあらゆる戦争は、等しく「自存自衛のため」の正戦であり、「自由で平等な世界を達成するため」の聖戦であること、そのような国家目的に殉じて、一命を捧げた戦没者は「護国の英霊」「国家の守護神」であり至高の「神」であって、「祭神としてお祀りし、顕彰する」ことは国家にとっての最大の使命であるという訳です。国家がすべてとなれば国家のおこなう戦争はすべて正義の戦い、聖戦であって、戦没者、戦争犠牲者は神として礼拝の対象となる仕掛けです。キリスト教の信仰教義も同じなのでしょう。聖書では

『心を尽くし、精神を尽くし、思いを尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』これが最も重要な第一の掟である。第二も、これと同じように重要である。『隣人を自分のように愛しなさい。』律法全体と預言者は、この二つの掟に基づいている。」

(マタイ 22:34-40、申命記 5:1-22)

神以外の偶像を拝んでも拝ませてもならない。しかし、「(神の前に互いに) かけがえのない兄弟を愛さない」のでは「唯一の神を礼拝する者」でないと、両者に一切の矛盾を認めない崇高な教えであって、この掟に従う限り、戦争などできるはずがありません。キリスト教は靖国神社とは根本理念が正反対で、偶像を拝むことも、殺戮を扇動することも許されることではなく、これに与するようなことがあれば、最早、キリスト者ではありません。この基本がどうしてもよければ、合祀告発、取消し裁判など起こりませんが、それではキリスト者とは言えないことはいうまでもありません。信教の自由は最も肝要な人権であり自由権ですが、わが国で最も疎んじられてきたのもこの尊厳、聖なるキリシタン殉教史がそれを物語っていますが<sup>(4)</sup>、現代に迫害が無縁と素知らぬ顔でいられるのは、キリスト者の信仰が<sup>もぬけ</sup>蛻の殻になっているからではないのでしょうか。。

痛ましいのは禁教令下のことだけではなく、昭和に入ってから弾圧も凄まじいもので、その一つに昭和 7 年の「上智大学生参拝拒否事件」がありました。靖国神社参拝に象徴される超国家主義の弾圧は、1936 年に「神社参拝は愛国心と忠誠心の表現だから、率先垂範して参拝すべきである」とのお墨付きをローマが示して妥協屈服し‘難局を打開しました’が、これは、神の十戒を無視し、殉国即殉教の御旗のもとに戦争協力へ邁進する道でした。

残念なことは、敗戦を境に、平和の世となつてからも、一層の混迷背教が続いたことです。一旦 1946 年の司教会議で「神社参拝、公私共に禁止」という‘当分の間の実生活上の仮規定 (Modus Vivendi)’が示されましたが、これでは先のお墨付きが間違っていたことと

なり、ローマが放っておきません。1951 年に、先のお墨付きは正当であるとの第二の訓令を発して両論併記となり、それ以降、責任ある見解は示されず<sup>(5)</sup>、1986 年の「戦争責任の告白」でも 1995 年の「平和への決意」でも矛盾背理の自覚の欠片さえなく、取消し訴訟はもとより、戦前から続く権利侵害への抗議の一言も皆無でした。平和憲法制定以降半世紀以上が経過しても信教の自由一つ守ろうとしないのでは戦後も戦前と全く同じ、これでもキリスト教は神の教えと言えるでしょうか。<sup>(6)</sup> にもかかわらず不思議なことに、殉教がとみに高揚され、2008 年 11 月にはペトロ岐部と 187 殉教者の列福を記念しましたし、現在も列福、列聖運動は奨励されています。<sup>(7)</sup> そこでの心が、「主イエスの愛のみ業を、身をもって記念するアナムネーシス」(ルカ 22 : 19) とされているのであれば、本来、「記念する」も「行え」も美しい過去の懐古と顕彰にあるのではなく、今、私たち自身がなすべき眼目に他なりません。靖国無断合祀は、福音に反し平和に逆行する戦争責任の一つ、信仰と平和に反する現代の課題であって、自己の非力無力を押してでも無視回避の許されるものではないと思われませんが、要は、時代とともに生きる私たち信仰者が福音をかけがえのない神からのみ教えとして直視するかどうかにかかっています。靖国神社無断合祀は現代に生きる信仰者にとっての試金石に他ならないと信じます。

自他共々に良心的な姿勢でなければ神の子とは言えません。身内はかばい、他人だけを非難するようでは、そもそも神の教えとは無縁であって、この点で私自身、慙愧の念を告白しなければなりません。何故なら、カトリック教会が各人格 (主体) に「信教の自由権」があることを理論的にも容認したのは、バチ

カン公会議（1962-65）でのこと、それまでは「真理には権利があるが誤謬にはない」（しかも、真理が真理であることを判断できるのはキリスト教でありカトリック教会であって、従って、キリスト教以外の信仰者には信教の自由権は黙認するだけであって、承認するわけではない）との原理を適用してきたからです。今年の「平和の日」教皇メッセージにも旧説回帰の所説が登場、このような背理に目をつむり反省是正を怠って、靖国無断合祀訴訟を継続することは信仰者として非良心的なこと、このような事実を放置して自由と平和の使徒然としていては、それこそキリスト者の内実が問われる切実な問題です。

1936年の教皇庁訓令からでは75年、教会の戦争責任の告白からでは25年、福音の本質が問われ続けた「政教関係」が精算済みであるかどうかは、福音の自覚を取り戻し、その責任を果たしたかどうかによること、でなければ戦争責任は現在に残された未了の事実です。つい1993年に改訂された「恵みあふれる聖マリア」の祈りでさえも改訂が必要とされています。現代の奇跡とも言える第二バチカン公会議のモットーは「刷新と現代化」、それは1965年で終了したのではなく、その開始を宣言したにすぎず、実行は私たちに託された課題です。246万以上の戦争犠牲者を戦争賛美の人身御供として差し出しているながら、抗議の声一つさえ出せない我が国の宗教教団の実態を見れば、戦争責任の告白など行ったといえる教団は一つとしてなく、反福音的なタブーには手をつけることさえしないのであれば、宣言とか告白と言う前に、信仰の実態が問われねばならないと思えてなりません。戦後66年にして、今更告白などを云々すれば信条実態の信憑性が問われ、沽券に関

わり人眼にも恥ずかしい、…など、無数の言訳はあるかも知れません。全くその通り、お恥ずかしい限りですが、恥ずかしい事実を末代まで引きずることこそ虚勢の極み、信仰も教会も、先ず、事実と福音の真実に立脚することが肝心です。その責務の一つ一つが信仰者一人一人に掛っていないわけではありませんが、何事にも各人には各人の持ち場があって、教会自身としての良き牧者は良き牧者としての責任を全うしていただかねばなりません。いつぞや関係者にお出した手紙には、「良き牧者」としての生命を賭けた対応と適切なお導きを、切に、お願い申し上げる次第です」と記しました。指導者には指導者の役割使命があると信じます。それらが発揮されるにつれて、新しい掟、

「あなたがたに新しい掟を与える。互いに愛し合いなさい。わたしがあなたがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。」（ヨハネ 13：34）

が生まれ、私たちの血肉となって、

「見よ、わたしは万物を新しくする」

（黙示録 21：5）

のみ言葉が真実となるのだと信じます。

「クリーン・エネルギー」の無尽蔵を前提とする現代文明は無限に肥大する欲望を充足せんと豪語繁茂し、宗教集団はその追従諂巧に終始して来たように思えてなりません。それぞれが別次元の幸福を約束するとしていても、両者が同質かどうかの検討を怠ってはならず、その逸脱ぶりに気付くのは、福音の覚醒如何に掛っています。<sup>(8)</sup> 母なる教会、救いの普遍的秘跡を自認するカトリック教会が、世情への迎合一体化を何時になれば脱し、本来の使命を取り戻すかは最も重要で喫緊の課題ではないかと思われます。

本タイトルについてこれ以上の拙論を連ねることは躊躇われ、それらは参考文献と訴訟姿勢に読みとっていただければ幸いです。

「まず自分の目から丸太を取り除け」

(ルカ 6 : 37-42)

「まず、杯の内側をきれいにせよ。そうすれば、外側もきれいになる」

(マタイ 23 : 1 - 36)

とのモットーを忘れては無責任、無節操、の極み、それに代わるささやかな日々の実行則としては、どちら側であっても、「いいものはいい」、「悪いものは悪い」ことを基本として、神のみ心だけが公平絶対の尺度であり、神の子の端くれとしては神の愛の招きからは常に程遠く、常に至らない身であることを自覚して、一つ一つ励んで行くしかありません。

### 【注】

- (1) 李熙子さんらの「ノー！ハプサ合祀絶止」(2007年2月26日)、金城実さんらの「ガッティンナラン訴訟」(2008年3月19日)があるが、「宗教的人格権・信教の自由権」を被侵害利益としたのは控訴審以降の本件だけである。
- (2) 小泉純一郎首相靖国神社参拝政教分離原則違反等の訴訟(2001年11月1日)などは提起されたが、合祀取消訴訟は本件が初めてのことである。
- (3) 靖国神社編『遊就館図録』二〇〇三年、二頁。
- (4) 拙文「『殉教』と『殉国』とは、天地の差—ペトロ岐部他 187 殉教者の列福を前にして、心すべき一点—」『福音と社会』第 47 卷第 2 号、2008 年 4 月 30 日、12-39。
- (5) 何時の見解表明とその変更も、理由とされたのは、「政府文部省の回答に基づき」とか「マッカーサー司令部の指令により」とか、「昨今の常識により」のような、信仰者の主体的決定とは似て非なる外的権威を嵩にかけたものでした。拙著『カトリック教会の戦争責任』、2000、『カトリック教会と沖縄戦』2001、ともにサンパウロ刊参照。
- (6) 最も、カトリック教会だけではなく、プロテスタントも他の宗旨宗派も、抗議をする教団は一つとなく、対話と友好が第一、波風一つない‘平和’そのものでしたが、それでは福音と信仰はどこへ行ったのでしょうか。
- (7) 「礼部聖省ができて以後、教皇クレメンス 8 世(1592-1605)から教皇パウルス 6 世(1963-78)までに列聖された人は 302 人、これに対して、教皇ヨハネス・パウルス 2 世(1978-2005)は一代で 482 人を列聖している。」『新カトリック大事典』。
- (8) 当然のことながら、現在でも「心を尽くし、。。。神である主を愛しなさい」に始まる「神の十戒」は微動だにしていません。『カトリック教会のカテキズム』(1994) カトリック中央協議会、2002、606-738。

## 上告経緯

2010年12月21日の控訴審判決、全面敗訴を受けて、下記のとおり12月27日に上告状および上告受理申立書を提出し、3月2日には、同理由書、要約を大部の添付資料とともに提出、高裁で確認された後、最高裁に送付され、4月1日付で最高裁送付到着通知が届きました。

現在は、最高裁第2小法廷で審理が行われています。

そして、申立てに理由があると判断された場合は、「上告受理決定」が送達され、口頭弁論期日を開いた上で、判決が出されます。（おそらく控訴審判決を覆す判決になる）

2010年12月27日（月）「上告状及び上告受理の申立書」提出  
2011年1月12日（水）「上告提起通知書」受領  
2011年1月12日（水）「上告受理の申立て通知書」受領  
2011年3月2日（水）「上告理由書、同要旨」提出  
2011年3月2日（水）「上告受理の申立理由書、同要旨」提出  
2011年4月1日（金）付 最高裁送付到着通知 受領

上告審は法律審であり、原則として原判決に憲法違反や法律解釈の誤りがあるかを中心に審理されるため、進行状況がつかめませんが、原審破棄最高裁自判、1988年最大判の判例変更が実現し、無断合祀の打破、人権中の人権、精神的自由権の最も大切な信教の自由が回復されるまで一人でも多くの皆様のご理解、ご支援、協働を心よりお願いいたします。

3月2日に提出された上告理由要旨全文と、上告受理の申立理由要旨（上告理由要旨との相違箇所のみ）を次ページから掲載いたしますので、ぜひ、お読み下さい。

## 上告理由要旨

最高裁判所 御中

大阪高等裁判所平成21年(ネ)第792号 霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件につき、平成22年12月21日に言い渡された判決は違憲違法であり不服であるとして2010年12月27日に上告し、この度上告人は理由書を提出して原審破棄最高裁自判を請求し、その判例とされた1988年最大判の判例変更を求めるが、その理由は以下の通りである。

上告理由書自体では、原審判決はI. 絶対的上告理由、II. 判例として採用された最大判の違憲違法性(判例変更の不可欠性)、その上、III. 同判例に付いての判例捏造に等しい誤用曲解、IV. I. と通底して、民法第一条の「信義原則」、同第二条の「平等基準」他の道理法理違背はもとより、「民事訴訟法と同規則に列挙されている重大な手続法違反」に基づく憲法第三二条他諸基本的人権の侵害、に拠るものの他、民事訴訟法第三二条 ①「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき、」および、②「次に掲げる事由があるとき」として挙げている 六「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること」の規定を主たる事由とし、① の場合は憲法第二〇条他個別精神的自由権、及び、「基本的人権」「自由権」「平等権」等を保障する憲法第一一～一四条の包括的権利規定を、②六 の場合は、前記①および「絶対的上告理由」を典拠として、違憲違法であると、判示個所とその根拠を明示した。理由要旨は次の通りである。

**第I部** 法規成立、解釈、適用には論理原則、条理原則、法理原則等の違反、すなわち「絶対的上告理由」とは無縁であることが絶対条件であるが、本件原審とその判例とされた1988年最大判にはこの違背が顕著である。

高裁判決が、併合審査と合併判決であったことにも起因してか、

2の2. 控訴人西山俊彦に対する判決であるか否かの判別不能の3例示個所を指摘するだけで、民事訴訟法第二五三条規定の判決要件他に違背し、明らかに上記諸権利を侵害している。

**第II部** 本件両原審の判決には重大な憲法違反があること、とすれば、採用された1988年最大判の判例に重大な憲法違反があり、判例変更が不可欠なこと

I. 明示的に採用された‘判例’自体に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること(判例変更が不可欠なこと)

II. 最高法規としての憲法とそこに規定されている諸基本的人権、並びに、それに基づく諸法規及び司法判断が成立するための要件を憲法各条もその解釈適用も保障している。

(1) 人間人格が権利の主体であり、とすれば人格の尊厳はその権利が

(2) 各人自身に「固有（独自）」であり他者からの侵害を排除する「排他的」なものでなければならぬこと。あるいは、人権は（当該権利の性格、本質、に相応した）固有性、不可侵性、普遍性の保障なくしては成立しないこと

III. にもかかわらず、原審判決も 1988 年最大判も「宗教的人格権」「信教の自由権」にかかわる II. に上記した要件を否定したこと

**第 III 部 判例捏造** (I, II にも該当する) 両原審判決は、1988 年最大判に「宗教的人格権」が文言さえ登場しないにもかかわらず、1988 年最大判を根拠としてその権利利益性を否定したとし、判例捏造をした違憲違法

(1) 1988 年最大判には、「宗教的人格権」の権利利益性を否定する判示は存在しないこと

(2) 最高裁で権利利益性の否定されたのは、よくて「宗教上的人格権」であって、「宗教的人格権」ではないこと

(3) 本件控訴審では、原審での「敬愛追慕権」に代えて、各人の究極的価値主体を表す「宗教的人格権」を被侵害利益としていること

**第 IV 部 法令の解釈運用に関する高裁指揮は公正公平の原則に違背して偏向し、憲法及び諸法規に悖る違憲違法を冒していること**

1. 事実確認を欠いた事実認定、並びに、法理法規を徹底無視した訴訟指揮と判決

2. 事実確認への法規に基づく 50 通に及ぶ請求を徹底無視した一方的裁量と判決

3. 事実確認、証人尋問、現場検証等々抜きでの司法裁定の不法無法の実例

(1) 被控訴人らが却下・棄却請求の理由とする「1988 年最大判でもって解決済み」との主張の根拠、並びに、同判決での「宗教的人格権」の権利利益否定の文言確認の放置 他

(6) 控訴人側専門家証言の実施と期日確定の要請の徹底無視

(7) 控訴理由「宗教的人格」の当事者間の異同検証のための 3 当事者現場確認の無視

4. 平成 22 年（ウ）第 631 号 裁判官忌避申立事件（対象事件・大阪高等裁判所平成 21 年（ネ）第 792 号）

等々、民事訴訟法、同規則等、「重要な法令の解釈適用」違反をもってする原審判決の違憲違法の重大かつ深刻な事態を明示して原審破棄自判は必至であるとともに、それらが判例とすると公言した 1988 年最大判判例も憲法違反、法理法規違反に充ちており、判例変更が不可避、不可欠であることを解明、請求した。

おわりに 1. 「宗教的人格権」に照らした亡父西山忠一の無断合祀の残虐さ、2. 無断被合祀者らへの連帯等を提訴の3つの目的とし、信仰と良心のかかる止むにやまれぬ動機を吐露し、最後に、3. 信教の自由は最重要課題であることろから、課題の憂うべき現況と最高裁への要望を表して、本件事案が、過去を直視し未来を拓く我が国一国のみならず、世界の明日をも左右しかねない試金石でもあるとして、1988年最大判判例を含むこれまでの強弁曲解に代わる、最高裁判所としての「良心と憲法、法律にのみに基づく」最高、最良の理性と良識の発露と顕現を切願した。

### 上告受理の申立理由要旨

大阪高等裁判所平成21年(ネ)第792号 霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件につき、平成22年12月21日に言い渡された判決は違憲違法であり不服であるとして2010年12月27日に上告し、この度上告人は理由書を提出して原審破棄最高裁自判を請求し、その判例とされた1988年最大判の判例変更を求めるが、その理由は以下の通りである。

上告受理の申立理由書自体では、最高裁判所は、①「原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」、及び、②「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認めた事件」について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる（民事訴訟法第三一八条）と規定されていることに基づき本件原審が違憲違法であることは明白であるが、その理由は、先ず、両原審判決自体が、主として本理由書第I部、第IV部に明示する上記規定②に相当する深刻な事由に基づいて完全に失当であるだけでなく、①判例として採用した1988年最大判との間には、請求の趣旨と理由において類型と理論との両同一性が認められず、判例とされてはならないものであるが、「裁判所が判例であるとした判示が判例である」のであるから、第II部でもって、原審判決の違憲違法の廉によって破棄自判を求めるとともに、同理由により1988年最大判判例の判例変更を請求する。同時に、第III部では、控訴審判決が、本控訴人が被侵害利益とした「宗教的人格権」の権利利益性の成否裁定も、その文言さえも1988年最大判には存在しないにもかかわらず、判例として採用した「判例捏造」の廉をもって以下の要旨通り破棄自判を申立てた。

以下、上告理由要旨と同文

## 一近刊書ご紹介一

哲学、神学、社会学、教育学について西山俊彦師のライフワークともいえるべき著書がいよいよ刊行されます。ご期待下さい。

「わたしは神」「あなたたちは皆兄弟」、  
この信仰の原点に立ち帰らなければ、キリスト教はキリスト教でなくなる。  
と同時に、この同じ原点に立てなければ  
真理も正義も、科学も学問も、そして  
それらすべての実りである平和も成り立たず、  
本来の目標達成も覚束ない。  
この書は、上記課題を、各分野の専門家にも通用するかたちで、詳述した。  
(著者の言葉)

西山俊彦 著

### 私的所有権の不条理性と構造的暴力

サンパウロ A5判 568頁 2011年6月刊行予定

(帯の言葉より)

権利あつての秩序、私的所有権あつての人間活動、しかし、最も根源的で神聖視されている所有権とそれによる既成秩序を正当化できるいかなる権原があるのか、この核心を回避不問に付して、人間活動の理性的自覚化を自称する学問科学では、真理とも正義とも全く無縁で既得権の擁護と体制追隨に終始しているにすぎないのではないのか。科学的営為はいうに及ばず、人類秩序の再構築を志向する平和の実現には、不条理な原理原点を無自覚なままに放置することは許されることではない。この原点の覚醒なくして人間社会に秩序なし、正義なし、平和なし、勿論科学なし

「いったいあなたの持っているもので、いただかなかったものがあるでしょうか。

もしいただいたのなら、なぜいただかなかったような顔をして高ぶるのですか。」(聖書)

キリスト者でもあつてもなくても、宗教者であれば、生命も持ち物も「すべては神の恵み」とか「預かりもの」と公言する一方、一般人では、貧者も富者も、あるいは無自覚なままに放置し、あるいは疑問に思つても諦めます。しかし、我に返り、真実に目覚めることこそ、神の子への一歩ではないのでしょうか。

April 12, 2011

Dear Friend in Christ,

Haec dies, quam fecit Dominus: exsultemus, et laetemur in ea.

This is the day which the Lord has made; let us be glad and rejoice in it.

The time flies going out and coming in. But Easter 2011, the divine truth, stands as the same. In this manner we are truly to realize again by what a heavenly grace we have been gathered if we really believe in the fact of Lord's Resurrection.

Overwhelming Tragedies in the East Japan is sad, almost unbearable in the valley of tears. But the sympathies extended from friends all over the world are priceless consolation without doubt. Disasters are, however, to be distinguished by origin as natural or human depending on either to be or not to be unavoidable, or, either to be attributed to our responsibility or not. Furthermore, what is much more terrible for the latter in the global society, the ripple happened in Japan could be extended to the Peruvian Coast, devastating all sort of activities regardless to race and nationality, industry, financial, political, cultural ... systems. It should be totally flabbergasted to foresee, some speculation in Tokyo Market, for example, could trigger the worldwide depression, much, much severe than one of 1929 which could be tantamount to the total collapse of entire setup resulting inevitably even billions of casualties to state the least. To my mind, the actual global system means nothing but the global no rule. This could happen any time according to my humble view, if we, the human race, would not find rational way of control instead of promising the unlimited satisfaction of instinctual whim and greed.

Another thing specifically to be reminded is the role of religion, the one regarding the Mother Church of the Universal Salvation more than anything else. It looks as if Christianity up to now played the role to gratify the unquenchable pursuit of utmost voracity promising even the endless Reward in Heaven, if not equal chance for 6.9 billions of God beloved creature. I truly think over, we have to revise worldly interpretation of Eternal Life or Resurrection, in order to enable the Gospel to function to present the eternal meaning of the Revealed Truth worthy to pay the life for the coming of such 'Heaven on earth,' instead of depicting some puerile dreams in vain. To my mind, or to be precise, to God's Mind, the people in Port-au-prince and in Sendai, are all cherished sons of God, without difference, and without preference, I do believe.

You may be doubting, whether I have gone out of mind. It is up to you to judge. But I remain the same Peter believing in all those beliefs bequeathed and being allowed to be in the bosom of divine love, and, of course, a lifelong friend of yours. May I still assume to be such in your mind, too? Of course, I am truly grateful if all things stand as such without any alteration. Most gratefully yours in Christ the Risen Lord,

Peter T.Nishiyama

キリストにおける兄弟の皆さん

＋ 今日こそ神が造られた日、喜びうたえこの日とともに

日時は去来しますが、今 2011 年に祝う主の復活は厳然とした啓示の真理です。この復活を信じる恵みによって、わたしたちは真の喜びが与えられるのだと信じます。

東日本における未曾有の災害は悲しく、耐え難い涙の谷の出来事となりました。そのような事態にあって世界のあらゆるところから寄せられた友人たちの共感は無上の慰めでした。大惨事は、その起源により、対応の可不可、責任のあるなしにより、天災と人災に分かれます。その上、グローバル社会にとって格段に怖いことは、日本で発生した波丈がペルーにまで達し、国籍、産業、金融経済、政治、文化…体制をもなぎ倒す大津波として押し寄せようことです。例えば、東京市場での投機的動向が、1929 年の大恐慌をも上まわる世界的不況の引き金にもなりかねませんし、それは、数十億人をも奈落のどん底に貶める破局をもたらしかねません。私見では、現行のグローバル体制は、ルール不在の無原則同然であって、もし、人類が恣意と欲望の放縦に代わる理性的自己制御の道を見出せなければ、人類大の破局は何時なるとき生じてもおかしくないと思われます。

宗教的に特記すべき事柄は、普遍的救いの実現を旨とする母なる教会についてのこと、なぜなら、これまでの教会は、六十九億に上る神のいとし子の無上の尊厳を説き、それに相応しい機会を設えることに代えて、来世楽土での代償を夢見させ、飽くなき食欲の実現をかなえる俗見を説いてきたように思えるからです。私には、永遠の生命とか復活についての俗っぽい解釈を改め、幼稚で空虚な天国を約束することに代えて、啓示のみ教えは、‘地にみ国が来ます’よう身を投じて悔やまない普遍・絶対の意味付けを付与することが、本来の使命だと思われます。私の目には、いや屹度、神のみ心にとっても、ハイチはポート・オ・フランスの人々も、日本は仙台の人々も、何らの違いも選り好もないひとしい神の愛子であると信じます。

このように書いている私は、或いは、気がふれたのでは、と疑われるかも知れません。もちろん如何にもご自由です。しかし、私自身は、天与のみ教えを信じ、神の愛に抱かれていることを望み、皆さんのかわらぬ友人であることを願っている同じピーターですし、皆さんの心の中にもそうあり続けて欲しいと願っており、皆さんの想いとしても、これ迄とどうようであるとすれば、本当に有り難いと思います。

2011 年 4 月 24 日 ご復活のキリストにおける感謝をこめて

ピーター・T. 西山 (海外への手紙の拙訳)

◇東日本大震災、福島第一原子力発電所事故、厳しい状況が続きますが、  
どんな暗闇の中にも希望の光をともして下さる復活の主により頼み、被災された方々と共に歩んでいきたいと思えます。

◇重要課題山積、時間と体力の限界ぎりぎりの中で励む西山師のイースター・メッセージの一節“永遠の生命とか復活についての俗っぽい解釈を改め、幼稚で空虚な天国を約束することに代えて、啓示のみ教えは、‘地にみ国が来ます’よう身を投じて悔やまない普遍・絶対の意味付けを付与することが、本来の使命だと思われまふ。”が、心に迫ってきます。

◇上告審は法律審のため、控訴審までのように口頭弁論のお知らせ、報告などはありませんが、原審破棄最高裁判、1988年最大判の判例変更が実現し、無断合祀の打破、人権中の人権、精神的自由権の最も大切な信教の自由が回復されるまで、ニュース・レターの発行を続けていきたいと思っています。これからもよろしくお願ひいたします。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依りて）  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

## 靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp  
<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。

